

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：大成建設株式会社
住所：東京都新宿区西新宿 1-25-1

2. 指名停止措置期間 自 令和 6 年 6 月 14 日 1 ヶ月
 至 令和 6 年 7 月 13 日

3. 事実概要
大成建設株式会社使用人は、東海旅客鉄道(株)発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事」にて発生した労働災害の事実を、鰺沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和 6 年 3 月 26 日、労働安全衛生法違反により鰺沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 2 第 15 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 15 号＞

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4